地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について

地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務については、システムの全面的な入れ替え(新税務システムの整備)を行うことから、特定個人情報ファイルについて重要な変更を加えようとする場合に該当す るため、改めて特定個人情報保護評価書を作成し、県民の意見を募集する。

1. 特定個人情報保護評価

特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとする国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法) 特定個人情報:個人番号をその内容に含む個人情報(第2条第8項) 特定個人情報ファイル:個人番号をその内容に含む個人情報ファイル(同条第9項)

地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務(税務システム)については、特定個人情報ファイルを取り扱うため、特定個人情報保護評価が必要である。

特定個人情報保護評価(初回)の実施状況

平成27年 4月22日 庁議に付議

4月23日 平成27年5月22日まで県民意見提出制度による意見募集(30日間)

6月 4日 県個人情報保護審議会に諮問

8月27日 県個人情報保護審議会答申

9月 8日 庁議に付議、特定個人情報保護評価書を公表(ホームページ等)

2. 評価の再実施の根拠

特定個人情報ファイルの取扱いについて重要な変更を加えようとする場合は、特定個人情報ファイルを新規に保有するときと同様に、特定個人情報保護評価書を公示し、広く国民の意見を求めた上で、個人情報保護委員会の承認を得る必要があるとされている(マイナンバー法第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条)

重要な変更

特定個人情報保護評価指針の別表に規定する記載項目 (指針解説)

<u>システムを全面的に入れ替える場合</u>や事務手続を大幅に変更する場合などは、たとえその変更がリスク対策の強化を目的とするものであっても、評価実施機関が実施する事務又はシステム全体に複雑な影響を及ぼしかねないことから、むしろ重要な変更として、特定個人情報保護評価を再実施することが必要とされている。

○ 新税務システムの整備(H31.10稼働予定)により、税務システムを全面的に入れ替えるため、重要な変更に該当

特定個人情報保護評価の再実施についても、初回と同様に、県民意見提出制度による意見募集及び県個人情報保護審議会へ諮問・意見聴取を行う(知事が保有する特定個人情報保護評価実施要綱第5条及び第6条)。

実施時期

プログラミング開始前に実施する(特定個人情報保護評価指針(第6の2(2)ア))

3. 評価の内容

評価書名: 「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務」(全項目評価書)

	評価項目	主な記載事項	変更点
Ι	基本情報	特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容、使用するシステムなど	個人番号の記載を求め る書面の追加
Π	特定個人情報保護ファイ ルの概要		記録項目の変更、委 託事業の追加
Ш	特定個人情報保護ファイル の取扱いプロセスにおけるリ スク対策	特定個人情報の入手、使用、保管、廃棄などの各プロセスでのリスク対策	なし
IV	その他リスク対策	自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発などのリスク対策	なし
V	開示請求、問合せ	特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求及び取扱いに関する問合せ 先など	なし
VI	評価実施手続	基礎項目評価、国民・住民等からの意見の聴取、第三者点検などの実 施状況	なし

4. スケジュール



新税務システム整備スケジュール

平成29年度						
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
İ						
	要件確認					プログラ
						ミング